

**令和 4 年度(R3)**  
**温室効果ガス排出量**  
**調査結果報告書**

～地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進～

**栗石町**

# 目 次

1	計画の範囲	1
2	排出する温室効果ガスの範囲	2
3	令和3年度における各課・各施設等の取組み状況	3
4	活動量の比較	5
5	活動内容別の温室効果ガス排出量の比較	6
6	施設の種別別温室効果ガス排出量	8
7	課・室ごとの温室効果ガス排出量	9
8	課・室ごとの電気料金・燃料費	10
9	温室効果ガス排出量の目標達成状況	11
10	第V期計画における基準年度（R1年度）との比較	12
11	総論	12
12	今後の取組み	13

## <別添>

令和3年度 省エネ法に基づく原油換算値の調査結果について

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条に基づき、令和3年3月に策定された「雫石町地球温暖化対策実行計画（第Ⅴ期計画）」により、令和3年度の本町における温室効果ガス排出量の結果を報告します。

**【参考】**

地球温暖化対策の推進に関する法律  
（地方公共団体実行計画等）

**第二十一条** 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

**1 計画の範囲**

この計画の対象は、町の事務及び事業であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務全般となります。各課で所管している対象施設は、次のとおりです。

表1 対象施設等一覧（下線は、指定管理施設）

総務課	役場庁舎、駅前事務所、中町バス待合所、公用車等
政策推進課	<u>七ツ森地域交流センター</u>
防災課	消防施設、消防車等
環境対策室	火葬場、墓地公園、春木場駅公衆トイレ
総合福祉課	<u>老人憩の家</u> 、地域包括支援センター
健康子育て課	健康センター、保健センター、雫石診療所、公用車等
子ども子育て支援室	御明神保育所、西根保育所、 <u>雫石児童館</u> ※橋場・大村へき地保育所は令和3年度休所しているため対象外 ※にじいろ保育園は町の管理運営ではないため令和3年度から対象外 ※七ツ森放課後児童クラブは令和3年度に七ツ森小学校敷地内に新築されたので、令和3年度から七ツ森小学校に含まれている。
農林課	農業者トレーニングセンター、御所防災ダム管理事務所、七ツ森山村広場トイレ、 <u>コテージむら管理センター</u> 、 <u>体験農園</u> 、 <u>しずくいしアグリリサイクルセンター</u> 、 <u>道の駅農林産物処理加工施設</u> 、 <u>伝統文化保存伝承交流センター</u> 、 <u>南畑地区農林産物処理加工施設</u> 、公用車等 ※桑原飲料水給水施設、小赤沢飲料水給水施設は未使用のため対象外
観光商工課	<u>雫石銀河ステーション</u> 、 <u>町民憩いの家</u> 鶯宿集会所、玄武洞さわやかトイレ

	レ、ふれあいひろばさわやかトイレ、 <u>ありね山荘</u> 、道の駅浄化槽、道の駅急速充電器、滝ノ上休憩舎、 <u>道の駅地域交流拠点施設</u> 、 <u>まちおこしセンター</u> 、御神坂登山口休憩施設、旧上長山小学校（令和3年度から地域づくり推進課より所管替） ※旧国見山荘は令和3年度から休止のため対象外
地域整備課	アルペン記念公園、中町公園、鶯宿地区ロードヒーティング施設、雫石中央線融雪施設、下川原岩持線アンダーパスポンプ場、町道関連橋灯、源大堂住宅、竜川河川公園、町道関連街路灯、南町線融雪施設、鶯宿地区水辺公園、定住促進住宅、公用車等
上下水道課	簡易水道施設、下水道施設、上水道施設、公用車等
地域づくり推進課	雫石公民館、御所公民館、御明神公民館、西山公民館、旧橋場小学校、旧大村小学校
学校教育課	中学校1校、小学校5校、公用車等
生涯学習スポーツ課	歴史民俗資料館、青少年ホーム、 <u>総合運動公園</u> 、 <u>屋内ゲートボール場</u> 、 <u>クロスカントリースキー場</u> 、 <u>鶯宿運動場</u> 、 <u>御明神運動場</u> 、 <u>西山運動場</u> 、中央公民館・図書館、旧南畑小学校、旧西根小学校（令和3年度から地域づくり推進課より所管替）、公用車等

### 《実行計画の取組み》

町では、一事業者として自らの事務・事業により排出される温室効果ガスを率先して削減し、地域環境の保全、地球環境の保全に寄与するため「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、令和3年3月に『雫石町地球温暖化対策実行計画（第V期計画）』を策定しています。この計画では、令和元年度を基準年度として、令和3年度から令和7年度までの5年間で5%以上（年1%）の削減を目標に取り組むこととしています。

## 2 排出する温室効果ガスの範囲

排出する温室効果ガスと、それに係る活動内容の区分は次のとおりです。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定されている物質は7種類ですが、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふつ化窒素（NF<sub>3</sub>）については、把握が困難なため調査対象外としています。

表2 温室効果ガスの調査種類

種 類	ガス排出の原因となる活動
二酸化炭素 CO <sub>2</sub>	電気の使用、燃料の使用
メタン CH <sub>4</sub>	ガス・ガソリン燃料の使用、自動車の走行
一酸化二窒素 N <sub>2</sub> O	ディーゼル燃料の使用、ガス・ガソリン燃料の使用、自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン HFC	自動車用エアコンの使用・廃棄

※パーフルオロカーボン（PFC）・・・主に、半導体基板の洗浄剤や代替フロンに用いられる。

※六ふつ化硫黄（SF<sub>6</sub>）・・・電子機器の絶縁体として使用されている。

※三ふつ化窒素（NF<sub>3</sub>）・・・主に、半導体集積回路のプラズマエッチングに用いられる。

### 3 令和3年度における各課・各施設等の取組み状況

各課・各施設における、『雫石町地球温暖化対策実行計画（第V期計画）』に基づく取組状況です。

表3 各施設等における取組状況集計数値

具体的な取組項目	取組割合
<b>1 照明の省エネルギー</b>	<b>94.6%</b>
① 不必要な場所の照明は、こまめに消灯する。	100.0%
② 昼休みは、必要箇所以外消灯する。	97.6%
③ 会議室、トイレ、給湯室、書庫等は使用時のみ点灯（消灯）する。	100.0%
④ 残業時は、必要な場所のみ点灯する。	100.0%
⑤ 一定の明るさが確保できる場合や日当たりの良い場所では間引き照明に努める。	75.5%
<b>2 空調の適正管理</b>	<b>86.7%</b>
① クールビズ・ウォームビズの取組を推進する。	97.8%
② 空調機器の設定温度は、気象状況等に応じて適切な温度に設定する。（環境省の目安では、冷房28℃、暖房20℃）	66.7%
③ 空調使用時は、窓や扉を締め、カーテン、ブラインド、植栽（緑のカーテン）等を活用して、冷暖房の効果を高める。	95.7%
<b>3 O A機器・家電機器の省エネルギー</b>	<b>64.2%</b>
① O A機器（パソコン、コピー機等）は、省エネモードを活用し、長時間使用しない時は電源を切る。	88.4%
② 退庁時は、不要なO A機器、家電機器のコンセントを抜き待機電力削減に努める。	47.6%
③ 電力消費の大きな家電機器の利用は必要最小限とし、未使用時はコンセントを抜く。	56.5%
<b>4 公用車の効率的運用</b>	<b>90.3%</b>
① アイドリングストップや急発進、急加速、急停車を控える等、エコドライブに努める。	100.0%
② タイヤの空気圧点検を定期的実施する。	93.1%
③ 近距離の移動は、徒歩を利用する。	96.7%
④ できる限り公共交通機関の利用や公用車の乗り合いに努める。	83.3%
⑤ 車両更新時には、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車等の低公害車を導入する。	62.5%
⑥ 車内は整理整頓し、不要な荷物は積載しないように努める。	100.0%
⑦ 毎月の走行距離の把握に努め、適正運行を行う。	96.6%
<b>5 用紙使用量削減</b>	<b>94.3%</b>
① 両面印刷または集約印刷を実施し、用紙使用量の削減に努める。	95.2%
② ミスコピー用紙等、使用可能な用紙の裏面活用、封筒、ファイル等の再利用に努める。	97.6%
③ パソコンのプレビュー画面の活用や、コピー機の使用前後は必ずリセットボタンを使用し、印刷ミスを減らす。	97.6%
④ 会議資料や印刷物は必要部数を精査し、不要な印刷を減らす。	95.2%
⑤ デスクネットを活用し、電子メールや電子データ、回覧、DM等の活用により用紙の使用を抑制する。	94.7%
⑥ 区長配布時の世帯配布はなるべく控え、班回覧や広報誌、HP、SNS等の活用を努める。	85.3%
<b>6 水道使用量削減</b>	<b>90.7%</b>
① 水道の使用後は、蛇口を確実に締める。	100.0%
② 水洗トイレの水は無駄に流さないように努める。	100.0%
③ 水を出したままにしない等、節水を心がける。	98.4%
④ 自動水栓への切り替えを検討する。	64.5%
<b>7 公共施設の省エネ化</b>	<b>79.0%</b>
① 照明機器のLED化を積極的に推進する。	72.7%
② 空調機器の設置や更新時には、高効率空調機の導入を推進する。	100.0%
③ 施設の新設又は設備更新の際は、積極的に省エネ設備の導入を検討する。	91.7%
④ 施設の新設や大規模改修時には、複層ガラスなどの導入を検討し、施設の断熱化に努める。	92.9%
⑤ ESCO事業（※）や省エネルギー診断の実施を検討し、施設の省エネルギー化を図る。	37.5%
<b>8 再生可能エネルギー設備の導入</b>	<b>60.5%</b>
① 施設の新設や大規模改修時には、国・県等の補助制度や支援策を活用しながら、再生可能エネルギー設備の導入を推進する。	84.6%
② 薪ストーブやペレットストーブなどの木質バイオマスを利用した設備の導入・活用を推進する。	36.4%
<b>9 施設の運用改善</b>	<b>84.1%</b>
① 空調やポンプ、ボイラー等における運転管理の明確化（運用マニュアルの整備等）に努め、施設の省エネルギー化に向けた改善を図る。	75.0%
② 設備の定期的な清掃・点検を行い、機器の適切な使用に努める。	95.2%
③ 空調室外機の設置状態の適正化を図り、余分な電力の消費抑制に努める。	84.4%
④ ボイラー設備における燃焼空気比の適正化等の効率的な運用に努める。	95.5%
⑤ 必要に応じてボイラーの稼働時間の短縮を検討し、燃料の消費抑制に努める。	94.7%
⑥ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の統合や複合化、廃止及び解体等により総量の削減を図る。	60.0%
<b>10 グリーン購入の推進</b>	<b>65.8%</b>
① 物品購入の際はグリーン購入法適用品（※2）の使用に努める。	64.9%
② グリーン購入法適用品のコピー（P P C）用紙の庁内使用等に努める。	66.7%
<b>11 環境に配慮した設計・施工</b>	<b>84.5%</b>
① 省エネルギー・省資源となる設計や廃棄物を抑制した施工など環境に配慮した設計・施工に努める。	75.0%
② 建築副産物は、発生抑制・再利用・適正処理に努める。	100.0%
③ 公共施設や街路における緑化を推進する。	78.6%
<b>12 その他の取組み</b>	<b>92.3%</b>
① 適正な事務分担と計画的な業務執行やNO残業デーの実施により残業時間を減らし、日没後の電力消費削減に努める。	91.4%
② 光熱水費、燃料費等の使用状況を把握し、適正な予算執行に努める。	100.0%
③ 張り紙の掲示等、節電、節水の周知に努める。	81.6%
④ チューブファイル等の事務用品の再利用に努める。	95.1%
⑤ 指定管理者等による公共施設の管理者には、省エネルギーの取組みや廃棄物の発生抑制、資源化等、温室効果ガス削減のための行動や実績報告についての協力を依頼する。	93.3%

※ESCO 事業とは、省エネルギー改修を実施するための一手法で、改修に必要な費用を、省エネによる光熱費の削減分で賄う事業です。施設の省エネルギー改修の提案、設計、施工、管理、運用、場合によっては資金調達までをエネルギーサービス会社（ESCO）が提供します。また、ESCO 事業者は顧客に対して省エネ効果の保証を行うため、顧客は省エネルギーによる光熱費の削減額が確保されることとなります。

## 具体的な取組項目以外で各課や各施設で取り組んでいること。

- ・席を長く空けるときは、パソコンのモニターの電源を切る。(税務課)
- ・不要と思われる箇所の蛍光灯は外す。(農業指導センター)
- ・使用していない部屋や機械の電源は切るように心がけたり、節電に努めている。(雫石銀河ステーション、道の駅地域交流拠点施設)
- ・リサイクル可能な古紙やダンボール、ペットボトルなどはゴミとして出さず、リサイクル業者に回収してもらうようにしている。(町民憩いの家鶯宿集会所)
- ・冷暖房や照明を入れる場所を決め、必要最低限の使用にしている。(雫石診療所)
- ・印刷するときは、一色刷り・両面印刷を基本とする。(雫石中学校)
- ・エアコン、電気暖房は職員室で集中管理なので、夕方一定の時間を過ぎたら電源を切っている。(雫石小学校)
- ・電気暖房は不要な部屋まで暖めることがないように、配電盤でスイッチを入れたり切ったりしている。(雫石小学校)
- ・使用しない教室の電気類は、こまめに切る。(西山小学校)
- ・FAXに使う用紙は、裏紙を使用する(西山小学校)
- ・必要枚数に応じて、コピー機と印刷機を適切に使い分ける(西山小学校)
- ・館内のLED照明化を行っている。(生涯学習スポーツ課)
- ・使用していない部屋の電気機器はプラグをコンセントから抜く。(大会議室音響卓等)(生涯学習スポーツ課)
- ・館内表示にて施設利用者に節電を促す。(生涯学習スポーツ課)

## 取組結果からわかること

- 1 照明の省エネルギーについては、94.6%が取り組まれています。
- 2 空調の適正管理については、3項目中2項目では95%以上が取り組まれています。空調機器の設定温度については、全体の1/3の課や施設で、冷房28℃、暖房20℃を超えて使用していることがわかりました。
- 3 OA機器・家電機器の省エネルギーについては、OA機器・家電機器の退庁時や未使用時にコンセントを抜いている割合が約50%と低い取組状況となっています。
- 4 公用車の効率的運用については、7項目中6項目では80%以上が取り組まれています。車両更新時に低公害車を導入する割合が62.5%となっています。
- 5 用紙使用量削減については、94.3%が取り組まれています。
- 6 水道使用量の削減については、節水に関する取組項目では100%近く取り組まれています。水道の自動水栓への切り替えの検討は64.5%に留まっています。
- 7 公共施設の省エネ化については、5項目中3項目で90%以上取り組まれています。照明機器のLED化の推進が72.7%、ESCO事業や省エネルギー診断の実施を検討し、施設の省エネ化に取り組んでいる割合は37.5%となっています。
- 8 再生可能エネルギー設備の導入については、薪ストーブやペレットストーブなどの木質バイオマスを利用した設備の導入・活用の推進が36.4%となっています。
- 9 施設の運用改善については、6項目中4項目で80%以上取り組まれています。公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の統合や複合化、廃止及び解体等により総量の縮減を図るが60.0%となっています。
- 10 グリーン購入の推進については、65.8%と低い取組状況となっています。
- 11 環境に配慮した設計・施工については、84.5%が取り組まれています。
- 12 その他の取組みについては、92.3%が取り組まれています。

#### 4 活動量の比較

温室効果ガス排出に関する活動量は、次のとおりです。

全体の活動量 83.15%と大部分を占める電気使用量は、令和2年度と比較して約3.00%の減少となっています。燃料使用量については、軽油の使用量が4.09%増加していますが、軽油以外は減少となっています。自動車の走行量については、ガソリンの軽貨物車が1台増えたことにより増加し、軽油の特殊用途車についても除雪車両の運行が増えたことにより増加しています。

表4 温室効果ガス排出に関する活動量比較

種 別		単 位	基準年度 (R1 年度)	R2 年度	R3 年度	R2・R3 対比 (%)	
電気使用量		Kwh	6,272,698	5,959,639	5,780,847	△3.00	
燃 料 消 費 量	灯油	ℓ	217,188	217,754	215,427	△1.07	
	A重油	ℓ	207,600	208,756	202,700	△2.90	
	L P G	Kg	46,426	37,857	35,241	△6.91	
	ガソリン	ℓ	32,625	30,309	27,022	△10.84	
	軽油	ℓ	87,269	104,891	109,176	4.09	
自 動 車 の 走 行 量	ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	Km	158,039	130,145	109,337	△15.99
		軽乗用車	Km	93,665	71,233	63,182	△11.30
		普通貨物車	Km	0	0	0	—
		小型貨物車	Km	9,772	10,785	8,838	△18.05
		軽貨物車	Km	97,338	93,376	109,910	17.71
		特殊用途車	Km	3,787	3,020	2,707	△10.36
	軽 油	普通・小型乗用車	Km	25,003	26,769	25,476	△4.83
		普通貨物車	Km	128,360	112,901	93,409	△17.26
		小型貨物車	Km	0	0	0	—
		特殊用途車	Km	193,316	161,357	171,013	5.98
	エアコン装備車使用		台	86	89	81	△8.99
	エアコン装備車廃棄		台	3	6	7	16.67

## 5 活動内容別の温室効果ガス排出量の比較

前項の活動量に基づく温室効果ガス排出量は、次のとおりです。

令和3年度は令和2年度や令和元年度に比べ積雪が多かったことから、除雪車両の運行が増加し、軽油の排出量が増加しています。全体としては、排出量の割合の多い電気の使用が減少したこと等により、全体で7.90%の減少となりました。

表5 活動内容別の排出量比較

ガスの種類	種別	基準年度 (R1) (kg-CO <sub>2</sub> )	R2年度 (kg-CO <sub>2</sub> )	R3年度 (kg-CO <sub>2</sub> )	R2・R3 対比 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気の使用	3,274,348	3,093,053	2,751,688	△11.04
	灯油の使用	540,798	542,206	536,413	△1.07
	A重油の使用	562,596	565,729	549,317	△2.90
	LPGの使用	139,278	113,573	105,723	△6.91
	ガソリンの使用	75,690	70,316	62,690	△10.84
	軽油の使用	225,156	270,620	281,677	4.09
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行	207	180	167	△7.22
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行	4,759	4,045	3,864	△4.47
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコン使用	1,230	1,273	1,160	△8.88
	カーエアコン廃棄	42	86	99	15.12
合計		4,824,104	4,661,081	4,292,798	△7.90

※ 温室効果ガスの計算方法は次のとおりです。

各活動量×各温室効果ガスの排出係数×地球温暖化係数

例えば、電気の場合は、

電気使用量 (kwh) × 東北電力の排出係数 (0.476\*) × 二酸化炭素の係数 (1)

\*環境省・経済産業省公表「電気事業者別排出係数」より



図1 令和3年度排出量構成比

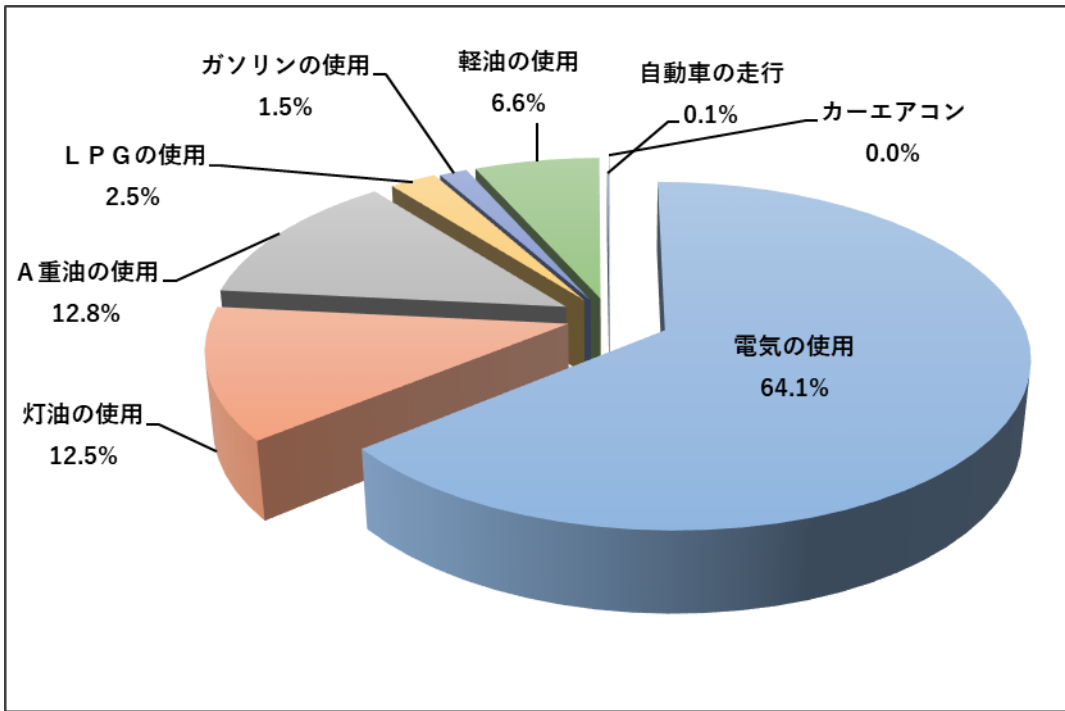
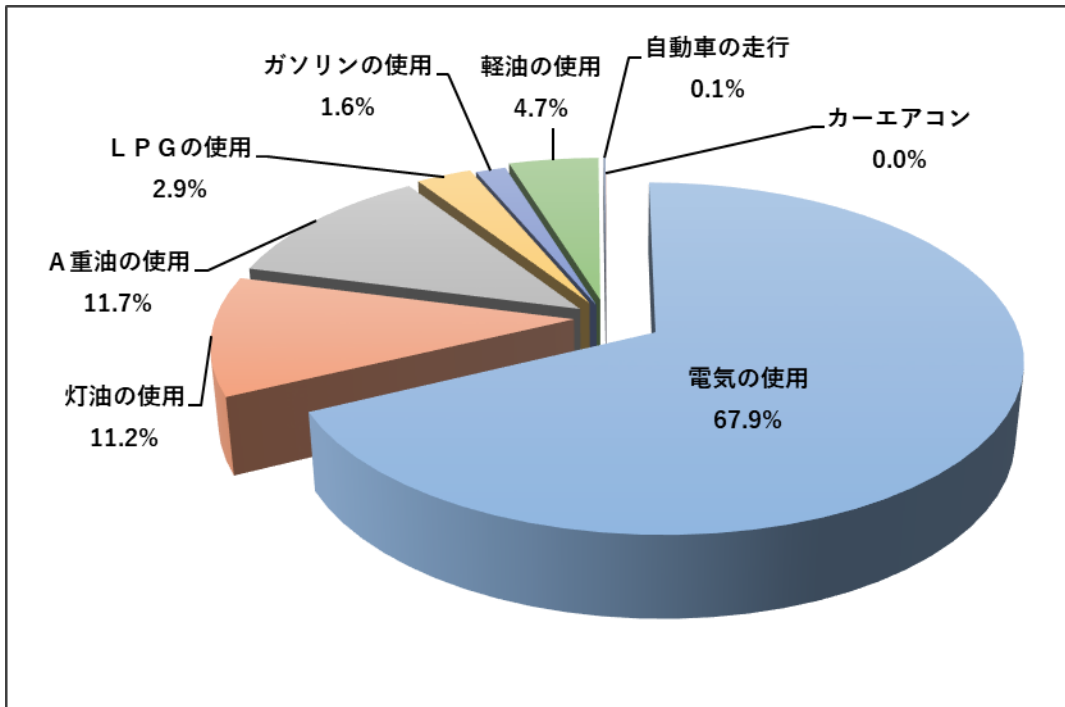


図2 基準年度（令和元年度）排出量構成比



## 6 施設の種別別温室効果ガス排出量

施設別に排出量を比較したものです。

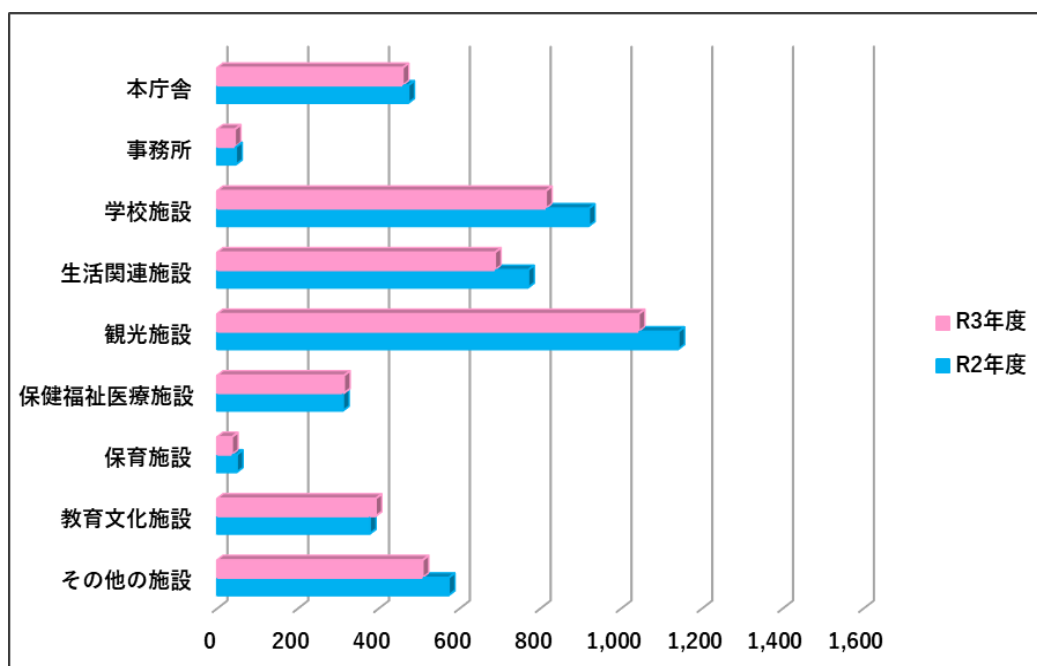
前年度と比較して、保健福祉医療施設、教育文化施設の排出量が増加しました。最も大きな増加となった教育文化施設については、令和3年度に旧西根小学校が地域づくり推進課から生涯学習スポーツ課に移管したことにより増加となっています。

それ以外の施設においては減少し、特に排出量の大きな割合を占める学校施設、生活関連施設、観光施設が減少したことにより、全体では7.90%の減少となっています。

表6 施設別の排出量比較

組織・施設の種別	R2年度 (kg-CO <sub>2</sub> )	R3年度 (kg-CO <sub>2</sub> )	R2・R3 対比 (%)
本庁舎	473,050	458,991	△2.97
事務所(駅前事務所、農業者トレーニングセンター、御所ダム管理事務所)	46,477	43,429	△6.56
学校施設	919,861	813,381	△11.58
生活関連施設	769,527	687,337	△10.68
観光施設	1,141,469	1,042,982	△8.63
保健福祉医療施設	311,360	313,725	0.76
保育施設	48,465	36,419	△24.86
教育文化施設	377,797	392,231	3.82
その他の施設	573,075	504,303	△11.30
計	4,661,081	4,292,798	△7.90

図3 施設別排出量推移 (単位：t-CO<sub>2</sub>)



## 7 課・室ごとの温室効果ガス排出量

課・室ごとの排出量を比較したものです。

地域整備課で排出量が大きく増加しています。これは除雪車両の運行の増加によるものです。

一方、排出量の多い観光施設は新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の減少等により排出量が減少しており、全体の排出量は7.90%の減少となっています。

【所管替等】旧上長山小：R2地域づくり推進課⇒R3観光商工課

旧西根小学校：R2地域づくり推進課⇒R3生涯学習スポーツ課

にじいろ保育園：R3子ども子育て支援室から除外

七ツ森放課後児童クラブ：R3子ども子育て支援室から除外

表7 課・室ごとの排出量比較

組織・施設の種類	R2年度 (kg-CO <sub>2</sub> )	R3年度 (kg-CO <sub>2</sub> )	R2・R3 対比 (%)
政策推進課	22,059	17,275	△21.69
総務課	318,668	277,864	△12.80
防災課	31,362	27,170	△13.37
税務課	—	—	—
出納課	—	—	—
町民課	—	—	—
環境対策室	94,703	92,990	△1.81
総合福祉課	34,062	33,003	△3.11
健康子育て課	276,619	280,013	1.23
子ども子育て支援室	48,465	36,419	△24.86
農林課	315,904	273,253	△13.50
観光商工課	1,161,401	1,060,986	△8.65
地域整備課	227,355	245,777	8.10
上下水道課	676,921	596,206	△11.92
雫石診療所	679	709	4.42
議会事務局	—	—	—
農業委員会	—	—	—
地域づくり推進課	131,227	122,355	△6.76
学校教育課	943,859	836,547	△11.37
生涯学習スポーツ課	377,797	392,231	3.82
計	4,661,081	4,292,798	△7.90

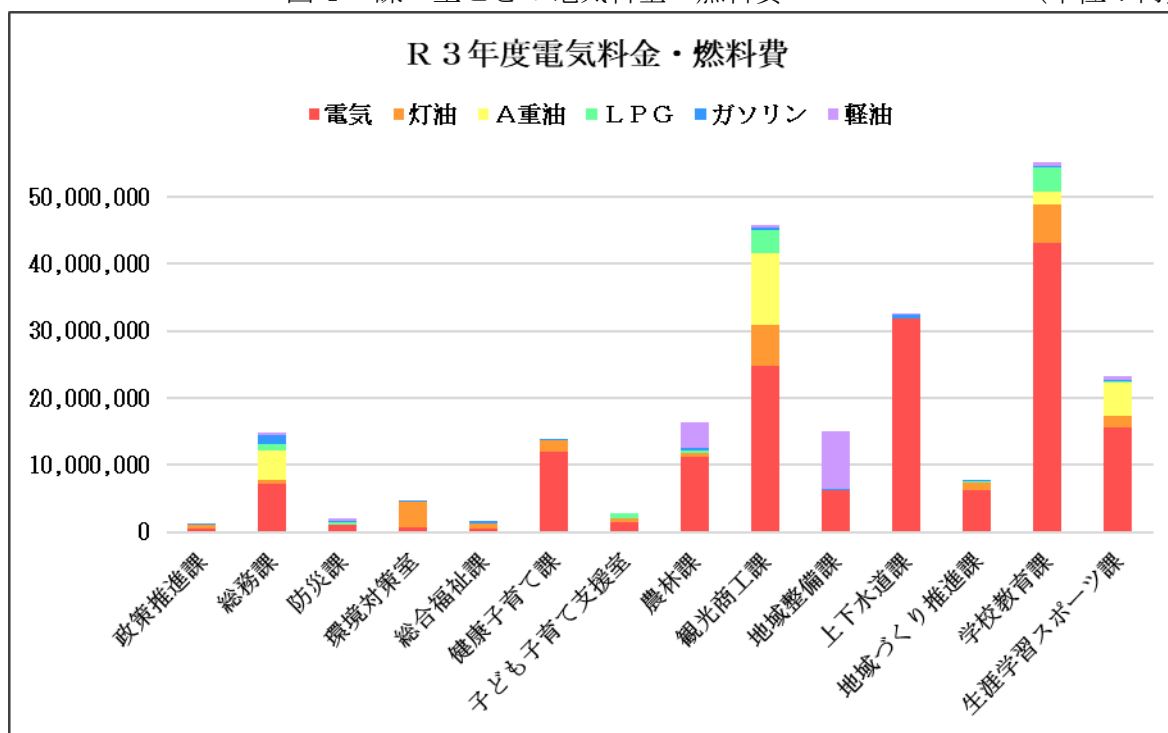
## 8 課・室ごとの電気料金・燃料費

課・室ごとに令和3年度の電気料金・燃料費をまとめたものです。電気や燃料等の使用量は減っていますが、電気料金の値上げや燃料の高騰により、全体では237,093,563円となっており令和2年度と比べ、20,534,755円増加しています。

表8 課・室ごとの電気料金・燃料費 (単位：円)

組織・施設の種類	電気	灯油	A重油	LPG	ガソリン	軽油	計
政策推進課	574,863	536,895	0	60,379	90,919	0	1,263,056
総務課	7,292,614	547,246	4,300,000	1,002,617	1,394,110	223,823	14,760,410
防災課	1,060,443	101,735	0	362,781	146,362	430,458	2,101,779
環境対策室	672,057	3,843,557	0	106,117	25,144	0	4,646,875
総合福祉課	445,867	911,862	0	28,853	201,657	0	1,588,239
健康子育て課	11,939,208	1,680,448	0	44,319	169,053	0	13,833,028
子ども子育て支援室	1,475,668	619,318	0	689,995	0	0	2,784,981
農林課	11,242,286	635,963	0	267,001	452,620	3,863,918	16,461,788
観光商工課	24,867,011	5,985,861	10,764,300	3,433,605	428,844	311,725	45,791,346
地域整備課	5,937,791	0	0	0	176,186	8,537,513	14,651,490
上下水道課	31,869,894	2,178	0	0	527,801	152,780	32,552,653
地域づくり推進課	6,316,509	1,126,423	0	147,202	3,505	0	7,593,639
学校教育課	43,206,178	5,541,574	2,022,000	3,661,867	211,956	1,221,818	55,865,393
生涯学習スポーツ課	15,668,939	1,749,178	4,856,000	170,846	324,814	429,109	23,198,886
計	162,569,328	23,282,238	21,942,300	9,975,582	4,152,971	15,171,144	237,093,563

図4 課・室ごとの電気料金・燃料費 (単位：円)



## 9 温室効果ガス排出量の目標達成状況

令和3年度の温室効果ガス排出量について、目標年度に対する数値目標の達成状況は次のとおりです。

表9 目標達成の状況（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

ガスの種類	種別	基準年度 (R1) (kg-CO <sub>2</sub> )	R3年度実績 (kg-CO <sub>2</sub> )	基準年度との 増減量	目標年度 (R7)	目標年度との 増減量
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気の使用	3,274,348	2,751,688	△522,660	3,110,631	△358,943
	灯油の使用	540,798	536,413	△4,385	513,758	22,655
	A重油の使用	562,596	549,317	△13,279	534,466	14,851
	LPGの使用	139,278	105,723	△33,555	132,314	△26,591
	ガソリンの使用	75,690	62,690	△13,000	71,905	△9,215
	軽油の使用	225,156	281,677	56,521	213,898	67,779
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行	207	167	△40	197	△30
一酸化 二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行	4,759	3,864	△895	4,521	△657
ハイドロ フルオロカー ボン (HFC)	カーエアコン使用	1,230	1,160	△70	1,169	△9
	カーエアコン廃棄	42	99	57	40	59
合計		4,824,104	4,292,798	△531,306	4,582,899	△290,101

## 10 第Ⅴ期計画における基準年度（R1年度）との比較

### 第Ⅴ期計画（令和3年度～令和7年度 目標5%以上削減）

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

年度	基準年度 (R1年度)	R2年度 (参考)	R3年度	目標値 (R7年度)
総排出量	4,824	4,661	4,293	4,583t
基準年度 増減率	—	-3.3%	-11.0%	-5.0%

### 《令和3年度の結果》

令和3年度における町の事務及び事業活動に伴い排出した温室効果ガス総排出量は、4,293t-CO<sub>2</sub>で、本計画の基準年度である令和元年度の温室効果ガス総排出量4,824t-CO<sub>2</sub>と比較すると11.0%（531t-CO<sub>2</sub>）の減少となり、目標値を大きく達成する結果となりました。

## 11 総論

- （1） 令和3年度の温室効果ガス総排出量は、4,293t-CO<sub>2</sub>でした。また、本計画の基準年度である令和元年度の温室効果ガス総排出量4,824t-CO<sub>2</sub>と比較して11.0%（531t-CO<sub>2</sub>）の減少となりました。
- （2） 電気の使用に伴う排出量は、基準年度である令和元年度と比較して15.9%（522t-CO<sub>2</sub>）減少し、2,752t-CO<sub>2</sub>となり、LED電球の使用や節電の取組等により順調に減少しました。
- （3） 灯油の使用に伴う排出量は、536t-CO<sub>2</sub>と前年度より6t-CO<sub>2</sub>減少しています。
- （4） A重油の使用に伴う排出量は、549t-CO<sub>2</sub>と前年度より16t-CO<sub>2</sub>減少しています。
- （5） LPGの使用に伴う排出量は、106t-CO<sub>2</sub>と前年度より7t-CO<sub>2</sub>減少しています。
- （6） ガソリンの使用に伴う排出量は、63t-CO<sub>2</sub>と前年度より7t-CO<sub>2</sub>減少しています。
- （7） 軽油の使用に伴う排出量は、282t-CO<sub>2</sub>と前年度より11t-CO<sub>2</sub>増加しています。これは、前年度より除雪車の運行が増えたことによる増加となります。

## 12 今後の取組み

令和3年度は、基準年度である令和元年度に比べ、温室効果ガスの総排出量が11.0%削減という結果となり、年1%削減の目標は大きく達成し、第V期計画の目標値である5%の削減も達成しました。

これは照明機器をLED電球へ替えるなどの省エネ設備への切り替えを進めたほか、空調設備の省エネ管理の取組みや、照明機器やOA機器等の節電の取組みの実施、クール（ウォーム）ビズを実行した成果となっています。

国においては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指しており、市町村に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的な取組みを求めています。

今後の取組みとしては、職員一人ひとりが温室効果ガス削減の意識を高めるために、第V期計画で定めた「具体的な取組」をインフォメーション等により職員及び指定管理施設等に周知を行います。取組の例としては、照明のこまめな消灯やクール（ウォーム）ビズの推進、空調の適正な温度設定、OA機器・家電機器の省エネモード有効化の実施と未使用時にコンセントを抜く取組、電子データの活用による用紙使用量の削減、エコドライブ運行、NO残業デーの実施による日没後の電力消費量の削減、グリーン購入の推進など、職員個人でできる取組の周知を行います。

また、国において2030年までに、地方公共団体の保有する設置可能な建築物の約50%に太陽光発電を導入することを目指していることから、その実施に向けた具体的な検討を段階的に進めていきます。

あわせて、公共施設の省エネ化を進めるため、指定管理施設を含む各公共施設において、施設の新改築又は設備更新の際は積極的に省エネ設備の導入や断熱化を検討することや、全ての照明機器のLED電球への交換、水道の自動水洗の導入、積極的な公共施設への再生可能エネルギーの導入検討、公用車の更新時には電気自動車やハイブリッド車、燃料電池自動車等の低公害車の導入検討に併せ電気ステーションの設置を検討します。

加えて、災害時の拠点となる公共施設や指定避難所において、災害時に有効な再生可能エネルギー設備と非常用発電機の設置を組み合わせることにより災害時においても安定したエネルギー供給を確保できることから、非常用発電機を\*ピークカット発電機として、平常時にも利用し、年間のエネルギーコストを削減することを検討します。

なお、計画期間中であっても現在の公共施設の排出削減計画である「事務事業編」の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとし、併せて、住民・事業者を含む地域全体の排出削減計画である「区域施策編」の策定を検討します。

\*ピークカット発電機：施設の電力使用量が一時的に増加した場合に、代替の電源で電力を供給して使用電力を抑制する場合に使用する発電機のこと。発電機により電力ピークカットを行うことにより、契約電力の上限が下がり、電気料金が削減される。